

質物の保管設備の構造概要書

質物の保管設備の基準	当該設備の概要
<p>1 保管設備関係（全項目を満たすこと）</p> <p>(1) 床面積 10㎡以上</p> <p>(2) 容積 30㎡以上</p> <p>(3) 営業所と同一敷地内に設置されていること （やむを得ない理由がある場合は、近接する他の敷地内に設置されていること）</p> <p>2 防湿構造（いずれかの項目を満たすこと）</p> <p>(1) 板張構造</p> <p>(2) 防湿用建築資材の使用</p> <p>(3) 空調設備の設置</p> <p>(4) その他防湿及び防水上有効な措置を施した もの</p> <p>3 壁、柱、床、はり及び屋根の構造（いずれかの項目を満たすこと）</p> <p>(1) 建築基準法第2条第7号に定める耐火構造</p> <p>(2) 土蔵造</p> <p>(3) その他上記と同等以上の耐火性能を有すると認められるもの</p> <p>4 保管設備の開口部の構造（いずれかの項目を満たすこと）</p> <p>(1) 建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備</p> <p>(2) 建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備</p> <p>5 盗難予防設備等（全項目を満たすこと）</p> <p>(1) 開口部にシャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備が設けられていること</p> <p>(2) 開口部に堅牢な施錠設備が設けられていること</p> <p>(3) 防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けられていること</p> <p>6 ねずみ等による被害防止（項目を満たすこと）</p> <p>出入口以外の開口部に、ねずみその他の質物の保管上有害な動物の侵入を防止する措置が講じられていること</p>	